

○議事日程 (平成二十七年三月十七日第二日)

日程第一

日程第二

日程第三

会議録署名議員の指名

諸般の報告

町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 松永民夫

二番 長澤龍夫

三番 大橋三男

四番 三田正敏

五番 吉田太郎

六番 早崎百合子

七番 野村永一

八番 田中敏弘

九番 松永民夫

十番 皆川雅子

十一番 中村辰夫

十三番 水谷久美子

○欠席議員

なし

○欠員

二名

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大橋 孝

副町長

西脇正博

教育委員長兼

並河清次

教育委員会事務局

局長

総務部長

問山孝通

総務部参事

田中信行

総務課長

田中隆

総務課長

田中

企画政策課

渡邊章博

総務部税務課

日比重喜

住民福祉部長

佐藤嘉但

住民福祉課

野村博治

健康福祉課

佐藤昌子

住民福祉部

生活環境課

柏渕裕昭

産業建設部長

川地豊己

産業建設部参事兼

農林振興課長

山中秀樹

産業建設課

伊藤博文

産業建設部

桐山一則

水道課主幹

加藤敏博

会計管理者兼

松岡弘泰

教育委員長

教育総務課長

教育委員会

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育総務課

教育委員会	久保寺利明
生涯学習課長	
教育委員会	伊藤公一
スポーツ振興課長	
消防長	堀田明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) 平成二十七年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部の各位には何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議の遅刻者を報告いたします。

十一番 中村辰夫君より、おかれて出席する旨の報告を受けております。なお、執行部におかれましては、高木水道課長にかわり、桐山水道課主幹に出席をお願いしておりますが、所用のため少しおくれる旨の報告をいただいております。

ただいまから平成二十七年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百七条の規定により、五番 吉田太郎君、六番 早崎百合子君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、議会運営委員会委員長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議長の命を受けまして、議会運営委員会の報告をいたします。

去る三月九日月曜日、午前九時三十分より、委員及び正・副議長の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、ケーブルテレビ放送収録及び録画放送の取り扱いについてであります。

平成二十五年三月十八日の定例会にて、議会として全会一致で議員辞職勧告決議を可決した議員から一般質問の通告があり、委員会にて審査した結果、今定例会のテレビ録画放送を中止することに決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(松永民夫君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を

行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 議長より発言の許可を得ましたので、福祉推進委員の登用と地域福祉の充実、そして女性政策の二点について一般質問いたします。

一点目です。福祉推進委員の登用と地域福祉の充実についてであります。

平成二十年、二十一年度の二年を要し、平成二十二年三月、地域福祉計画（計画期間二十二年度から二十六年度）が策定されました。そして施行されました。

地域福祉計画は、二十一世紀の福祉を決定づけるものと聞いておりました。その地域福祉計画の中の重点課題に、地域福祉の推進体制の充実について述べております。地域の身近な相談相手としては、民生児童委員、主任児童委員、障害者相談員などが活動されていますが、人数は限られています。これらの相談員を補助するとともに、気軽な相談相手となり、地域のさまざまな活動の企画にかかわり、参加することによって、より身近な地域の福祉ニーズを把握する体制が必要と述べております。

また、現在、地区における福祉の推進役となっている支部社会福祉協議会につきましては、地域福祉活動をさらに推進するための体制の充実が求められております。重点課題に、特に福祉推進委員制度の導入、もう一つは支部社協の充実、活動計画の作成が重点課題として盛り込まれております。地域の福祉力を高めてい

くことにもつながっていくと期待しておりました。

平成二十四年、二〇一二年ですが、九月議会におきまして、当町における福祉推進委員の登用と福祉充実について、町長のお考えを伺いました。そのときの高齢化率は、二四％でありました。区長百三十一名、民生児童委員五十六名、社会福祉協議会が主体となり、福祉推進委員会の設置を検討することとしている。また、補助役として福祉充実を図るため、支部社協ごとに検討し、今年度中に方向性が見出されるものと考えているとの御答弁でした。

本当に私は、この福祉推進委員の重要性をずうっと追い求めてまいりました。その地域福祉計画が策定される前にも一般質問をし、ぜひ福祉推進委員の登用を盛り込んでいただきたい、こういう一般質問もしております。私は、町長が検討すると言われた中で期待もし、そして現在も検討するの段階でございますので、がっかりいたしました。

二〇一四年十二月議会、吉田議員より、福祉委員設置の考えについての質問がありました。平成二十二年三月、地域福祉計画において、社会福祉協議会では支部長会に諮り、現状の体制で十分なため設置しない方向に結論づけをされました。しかし、地域ニーズを把握するためにも、二十七年から三十一年までの中で調査等の結果を踏まえて検討を十分にしていこう考えを述べられております。検討された結果、福祉推進委員制度の導入はできないまま計画期間も既に終わろうとしております。これは第一次地域福祉計画でございますが、終わろうとしております。その間に、二四％から二六・五％にまで高齢化率がぐんと上がっているわけです。

こういった養老町の現状の中で、いまだに検討が続いているということはどういうことなのでしょう。私には理解できません。

本当に町民のことを思い、そして福祉を求め、また助けを求めている人たちがどれほど多いことか。その方たちに、できれば福祉推進委員さんの元氣な笑顔一つでも結構なんです、励ましの言葉一つでもいいと思います、そこでかけていただいた言葉、そして笑顔が、どれほどその人が生きていく力を得ることになるかと、本当に胸が痛んでやみません。あえてこの質問をさせていただきます。

二点について伺いいたします。西濃管内の推進状況について、二つ目、福祉推進委員制度導入の重要性について、町長のお考えをお伺いいたします。この二点、お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 皆川議員の福祉推進委員の登用等についての御答弁をさせていただきます。

まず管内の推進状況をお答えする前に、福祉推進委員制度とはどういったものかということとを再認識したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

高齢世帯、いわゆる高齢者夫婦のみの世帯であったり、寝たきり高齢者、認知症の高齢者を抱えている世帯、ひとり暮らしの世帯等が地域において安心して暮らせるために、区長、担当地区の民生児童委員が推薦した方を社会福祉協議会が委嘱するもので、民生委員法に規定する民生委員のような法律に基づく者、いわゆる非常勤の特別職の地方公務員ではなく、任意の地域ボランティアとして活動をしていただくものであるというふうな認識をしております。

そこで、西濃管内の状況でございますけれども、平成二十六年四月時点では、安八町を除き、大垣市が八百七十七名、海津市が二百二十三名、垂井町が百三十九名、関ヶ原町が百十八名、神

戸町が五十四名、輪之内町が五十九名の福祉委員が在籍をされております。

それが西濃管内の状況でございますけれども、二点目の福祉委員制度の導入についてでございますけれども、第一次養老町地域福祉計画が平成二十六年度に目標年度を迎えることから、二月一日から三月二日までパブリックコメントを実施いたしました。先週の金曜日十三日には、最終の策定委員会が開催され、最終決定の御承認をいただき、第二次養老町地域福祉計画を策定いたしました。

この計画の基本理念は、「みんなで支える あたかな福祉のまち」でございます。支援を必要としている人が安心して地域で暮らしていくためには、地域住民が支え合つてともに生きるという共通の認識を持ち、公的なサービスの充実とともに、地域住民ボランティア団体などを主体とした日ごろからの見守りなどが重要となります。特に御質問の福祉推進委員の設置につきましては、地域自治町民会議等において、その必要性についての検討を行うよう働きかけていくこととなりました。

以前から福祉推進委員設置の御意見がございましたが、人口流出及び高齢化による担い手不足も否めない状況下であり、支部社協においても検討され、現状の体制で十分だと、あくまで十分だという御意見でございます。そういったことで設置しない方向に結論づけがなされており、設置につきましては、あくまでも町社会福祉協議会の所管であることから、町といたしましてはその判断に委ねざるを得ないと考えております。

支部社協ごとに開催いたしました地域別座談会でも、地域による温度差はあったものの、特にその必要性についての強い要望もなく、今後は地域住民の意向も十分踏まえながら、住民の皆さん

が地域の人や活動に関心を持ち、参加、行動することによって人とのつながりを築き、お互いに支え合う協働の意識を高めてまいりたいと考えております。

現在、国が定めます一区域の民生児童委員一人当たりの配置基準は七十から二百世帯となっており、町内では二百世帯を超える委員は十八名お見えになります。基準の約二倍となる最大三百六十三世帯を担当している方が見える状況でありますので、今後ますます高齢者世帯がふえ続けることが想定されることから、選肢の一つとして、全町的に法的な位置づけのある民生委員、児童委員の定数見直しを検討していくことが必要だと考えております。

また、当町には五十九名の民生委員、児童委員が地域福祉の推進役として日々活動しておりますが、今回の住民意識調査からもわかりましたように、その活動内容が十分に知られていない、いわゆる認知度が一二・七％でございました。このことから、その役割や活動内容についてのPRを行い、地域活動へ参加する機会を拡大することによって地域のニーズや課題をより把握しやすい環境をつくり、活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいま町長のほうから、地域自治町民会議の中で検討をしていきたいと、このように御答弁がございました。それからまた、社会福祉協議会に委ねざるを得ないということとございました。それから、町民からは座談会において強い意見も出なかった、今後は共通意識を持つていきたいという、大較こういう御答弁でございますが、地域自治町民会議は、今モデル事業として二区ぐらいがやられると伺っておりますが、私は、こ

の自治町民会議の中でこれからまだその福祉について検討されるのかと、その組織もきちつとでき上がっていないのに、五年間結果の出せなかったこの福祉推進委員制度を、いまだ組織化されていない地域自治町民会議において、さあやろうと。進めるのは結構だと思いますが、じゃあその間、町民の福祉に対する課題はどうなってしまうのか。これは大変なおくれをとると思います。それからまた、ただいまは高齢者の問題だけ取り上げておっしゃいましたけれども、そうではありません。これは、子供の問題、また女性の問題も全部ひつくるめての地域福祉の計画でございます。ですから、高齢社会だけを私は取り上げて申し上げましたが、一つをとってみてもこんなわけです。ですから、じゃあどの意識が強くなれば、この福祉委員が、推進委員ができ上がってくるのか。これは、やはりこの必要性を強く感じ、また指導していく側に責任があるのではないのでしょうか。

ただいまも伺いましたら、ほとんどがもう設置され、推進されております。第一次の福祉計画の四十八ページにございますが、福祉推進委員の役割について、民生児童委員、また主任児童委員、障害者相談員などを補助するとともに、より小さな地域に配置されることから、地域のさまざまな福祉活動の企画にかかわり、参加することによって、気軽な相談相手となり、より身近なニーズを把握できると考えられると述べております。

大垣市では、平成二十一年度には、岐阜県社協の福祉コミュニティ構築推進支援事業、また支え合う団体づくり支援事業によって、これは補助を受けてやられたように伺っております、地区社協福祉推進委員会連絡会が組織化し、福祉推進委員の活動がより明確になり、地域福祉の重要な役割を担っていると紹介されております。

大垣市はもう随分前から段階でやっておりますが、本当にそれを考えますと、いまだになぜ検討しなきゃいけないの、それからまた高齢化だけではなくて子供も、またその中で生活している者みんなが福祉にかかわるわけですから、今町長がお答えになりました、検討する、委ねざるを得ないというような言葉は、私は信じられません。

この福祉推進委員は、民生児童委員にも、また障害者相談員にも、また地域の人たちにも全部手を出して、そしてそこいろいろなニーズが把握できるわけですから、そういった方がぜひ必要ではないかなと、このように思います。

○議長（松永民夫君） 皆川議員にお願いします。再質問は手短にお願いします。

○十番（皆川雅子君） では、再度、福祉推進委員の重要性について町長はどのようにお考えになるのか、まず町長自身のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質にお答えをさせていただきます。

当初質問で地域福祉委員の現状についてお答えしたわけでございます。私個人の意見といたしましても、同様に、こういった地域に福祉委員の方の重要性というのは大変必要のある事項だというふうに考えております。

ただ、この推進委員の認定等の問題は社会福祉協議会に委ねられているという現状の中で、私も行政としてできることはやはり社協等の指導以外ないということで、私の思いも含めて、地域自治町民会議の間の中でも進めていただきたいということをお願いをしてくているわけでございます。

重要性については、議員の言われるように十分に認識をしてお

りますし、高齢者のみならず子供、障害者、女性等、さまざまな福祉の課題が残っておりますので、そういう方がおられることによってきめ細かな対応ができていくことは十分承知をしておるわけでございますが、あくまでこの推進委員はボランティアでございますので、行政のほうが強制的というわけにもいきません。やはり社協の中でもう少し話し合いをしていき、認識を新たにしていき、またその必要性を十分理解していただいてから、こういった組織をつくっていききたい、そういうふうに考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 重要性につきましては、町長みずからその重要性を認めていると、その課題もきちっと見ていきたいと認識しておられるということをお伺いまして、安心いたしました。どうかそのお気持ちを、今後のこの地域福祉計画の中できちっと課題として御意見を、強い御意見を述べていただきたいと思います。

三点目ですが、この第二次養老町地域福祉計画が策定されました。その中に、どのような地域福祉推進委員の位置づけがされているのか、それを伺います。

それからまた、第二次養老町地域福祉計画が着実に実施され、そして元気で住みよい福祉のまちづくりができ、地域の福祉力が育つことを願っております。

この一点をお伺いし、次の質問に移りたいと思います。

○議長（松永民夫君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） ただいまの皆川議員の御質問でございますが、第二次の養老町地域福祉計画での取り組み状況という御質問でございます。

養老町としましては、福祉推進委員の制度の検討ということで、その取り組み状況としましては、先ほど町長の答弁にございましたように、地域自治町民会議等においてその必要性について検討していくというような取り組み状況で計画にうたっております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 二点目、女性政策についてであります。

すべての女性が輝く社会づくり本部、平成二十六年十月三日から開設されました。さまざまな状況に置かれた女性がみずからの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である女性の力が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるため、すべての女性が輝く社会づくり本部が設置されたと報道されました。養老町の女性参画率と男女共同参画推進内容についてお尋ねいたします。

二つ目、平成十七年三月、養老町男女共同のまちづくり条例が施行されました。あれから十年たちました。条例施行より、はや十年が過ぎております。この点について、条例に基づき、第十三条、男女共同参画のまちづくり推進委員の委嘱についてお伺いいたします。

以上、二点についてお伺いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 女性政策についての御質問にお答えをさせていただきます。

女性参画率につきましては、例年内閣府男女共同参画局から調査依頼がありまして、審議会等委員への女性の登用状況について報告しており、今年度も四月一日現在で調査を行いました。

養老町における審議会等の設置につきましては、法律や政令、条例等に基づくものが三十二ございます。委員総数が四百二十二人に対し女性の委員は百一人で、全体の参画率は二三・九%でございました。また、審議会等の参画率については、それぞれの審議会等の参画率についてはゼロ%から七五%と格差が見られ、平成三十三年までの養老町の目標である三〇%以上を目標に、参画率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、男女共同参画推進の内容でございますが、平成二十四年三月に策定いたしました第二次男女共同参画プランに基づき推進しており、プランの体系であります五つの重点目標を掲げて、さまざまな事業に取り組んでおります。

第一には、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な意識を解消するための啓発活動や、教育の推進を柱としたともに参画できる社会を目指して、共同参画のための環境づくりとして、男女共同参画推進大会の開催、各種媒体を通じた周知や生涯学習の各種講座におけるテーマ採用といった形で啓発を行っております。

第二には、男女についての人権意識の高揚でございます。町民の人権を尊重する意識の確立を図るために、人権擁護推進大会や人権教育研修会を初め、各種研究会を開催いたしております。

第三番目には、協力して働ける職場づくりとして、男女の雇用機会均等、それからハラスメントの防止、就労への支援、労働環境の改善や子育て支援といった関係する法や制度等の周知のためのポスター掲示やパンフレット設置等の情報提供を行っております。

第四には、ともに担う地域社会ということで、女性の登用の促進としての各審議会等における女性登用率の向上を、女性団体に対する活動支援、また男性への家事・育児支援として、核家族の

共働き世帯、将来の単身世帯に対応するための料理教室やPTA研修会等を開催いたしております。

第五には、男女が健康で安心できる社会を目指すために、施策として、性についての正しい知識の提供として、学校における発達段階に応じた性教育の実施、母子保健の充実のための各種健診や育児、健康に関する教室を開催しており、また高齢者や障害者に対する支援策として、各種サービスの利用に関する情報提供などを行っております。

それから、条例に基づく推進委員の委嘱についての問いでございますけれども、男女共同参画のまちづくり推進委員につきましては現在委嘱しておりませんが、条例では、啓発活動とその他必要な活動を行う委員と規定をされております。活動については、町民、事業者、地域団体及び教育関係者との協働意識が重要と考えますが、少子・高齢化や世帯構造の変化、さらには消滅都市としての地域崩壊の危機が叫ばれる状況下、これまでのような行政からの押しつけではなく、地域住民がみずから地域の将来を考え、その意思に基づくまちづくりを進めることこそが重要であると考えております。そのために、福祉、保健、教育、労働といった知識や実践力等も要求されると思われまします。

また、平成二十四年三月に策定いたしました第二次男女共同参画プランは、平成二十四年度から平成三十三年までの十年間のプランとしており、平成二十八年度には五年経過による中間の見直しを検討することとしておりますので、このプランにおける男女共同参画のまちづくり推進委員の位置づけや活動内容を明確にした上で、委嘱するための資格基準や体制整備等について、女性リーダーの人材育成や発掘も含めて、男女共同参画審議会の中で協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○町長（大橋 孝君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいま参画率も御紹介ございましたが、岐阜県は四〇から六〇%を目指しております。四〇%を切らない、また女性だけで全ととならないための六〇%と伺いました。

平成十一年より、女性参画率を注目してまいりました。条例に基づく審議会、その当時一七・三%でございました。そこから二六・三%に上っております。地方自治法百八十条の五に基づく審議会等は二・七%、これはもう横ばいで二・七%。できたら一人でもこの中に入れたらという思いもございますが、今後の課題として検討していただきたいと思っております。それから、地方自治法二百二条の三に基づく審議会のパーセントは一六・四%でございました、平成十一年度ですけれども。そこから二六・三%にまで上っている。また、女性管理職についてはゼロでしたが、一名で四・二%。当時農業委員が二名でしたが、ゼロになっております。三〇%を目標に進めてこれ、参画率への意識を持って随分努力していただいた結果と、本当に喜んでおります。

規則、要綱等で設置されている審議会等につきましては、合計二四・二%。女性参画率が現在もゼロのところは、ゼロから一〇%以下につきましては、人権教育推進委員会十八名中ゼロ、「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議十五名中一名、六・七%です。交通安全対策協議会二十九名中二名、六・九%。地域農業確立推進委員会は五十一名中ゼロ。西濃地域女性農業委員は現在五名おられます、海津市二名、輪之内町一名、安八町一名、揖斐川町一名、こういったことで、農業に農業委員としての活躍がされていることがわかります。養老改元一三〇〇年プロジェクト・町民企画事業補助金審査委員会は五名おられますが、

女性はゼロであります。一三〇年のプロジェクトに対して、女性ゼロ、女性の意見が出していけないというのは、一体どういうことなのかと、我が目を疑いました。

三〇%が目標であると思いますが、参画率の低い審議会においてのお考えを伺います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 少子・高齢化が進む中で、これからますます女性の方の力をおかりしていかなければならないということで、目標率三〇%ということ掲げて、今現在も進めているところでございます。

いろんな事情もございますけれども、地域における協議会等の問題等、地域のさまざまな事情もあるうかというふうに思いますけれども、やはり今後は、女性の方にもやはりこういった審議会等への参加をお願いするという姿勢で進めていかなければならないというふうに考えております。今後は、極力女性の委員の方に入っていただくような形で進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

〔十番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 内閣府男女共同参画局は、女性政策について、主な政策、女性の活躍促進、女性の活躍状況の見える化、ポジティブ・アクション、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスです、女性に対する暴力の根絶、男性にとつての男女共同参画、地方との連携、災害対応、これらを重点的な主な政策として進めておりますが、地方との連携につきましては、地域女性活躍推進交付金、この交付金が出ているわけです。それから、地域女性活躍加速化交付金、地域における女性活躍推進モデル事業、地

域防災における男女共同参画の推進事業。

それから、まだこちらは宣言はしてありませんが、男女共同参画宣言都市に対しても手厚い補助が行われているようにございます。また、男女共同参画フォーラム、地域における男女共同参画連携支援事業等があります。これにつきましても、仙台で今、防災国際会議が行われておりますが、あれもその一つであると同いました。

それから、地域女性活躍推進交付金、これにつきましても、本来にこちらが申し込めばおりてくるという事業でございまして、最初、男女共同参画というのは内閣府に置いて、そこで全般的に各省庁を呼んで、そして全体的に考えていく、その内閣府における男女共同参画ですというふうに伺いました。しかし、今は男女共同参画局の中でこのような交付金が公募されているわけであり

ます。そういった中で、この養老町の、情報提供されておりますが、岐阜県におきましても国の交付金を活用し、結婚や子育ての支援策が補正予算に盛り込まれ、二十七年予算には、子ども・女性政策課の人口減少への取り組みと内容は、婚活、雇用での定着であります。予算化されるとの報道がございました。

養老町におきましては、国・県の施策の受け皿になる担当課が明確であれば、町民の知恵も結集でき、女性の力が十分に発揮され、町の活性化につながっていくことになると思います。現在は住民人権課に、平成十一年四月、総務課に男女共同参画女性担当窓口が設置され、そのときにはこの係を課まで成長させていきたいという、うれしい報道がされておりました。現在は、総務課から住民人権課にあります。こういった国の男女共同参画推進を見るときに、女性政策の方向性と、養老町の男女共同参画の推進内

容についてのお考えを町長にお聞きしたいと思います。

なぜかならば、この総務課から住民人権課に移された。そして、国のほうは、全体的に意見を聞き、また進めていかなければならないと言って、内閣府にある男女共同参画局にあるわけです。これから女性政策がどんどん進む中で、現在のその体制でよいのでしょうか。機構改革によって住民人権課に移されているわけですが、それでも、この国の今の方向性と、養老町が行っているその受け皿、それからまた、その施策を推進していくのに、今の状況でよろしいのでしょうか。その点を町長にお伺いしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 当初は、この女性問題に関する係、いわゆる男女共同参画社会の推進に関するものは、総務課にございました。これはやはり、新しい施策ができたときに全体的に見ると、その方向性を決めるというような意味で、企画だと私は思っています。たんですけれども、総務にあったということでございます。

それを、施策の要綱等が定められてきまして、機構改革で住民人権課のほうに担当窓口をおろしたということでございますが、この重要性を別に軽く見ているとかいう問題ではございません。どの課にあっても、国等との連携を強めて、男女共同参画についてはしっかりと進めていくということでございますので、係が変わったからといって軽んじているというわけではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 以上で、十番 皆川雅子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時三十五分といたします。

（午前十時 十六分 休憩）

（午前十時三十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、三項目で質問いたします。

まず最初に、改元一三〇〇年の教育施策について、四点で伺います。

平成三年にオープンした町民会館は、住民の多様かつ高度な学習意欲を助長するとともに、変化の激しい時代を生き抜く力を養うため、新しい技術や知識の習得、文化・芸術の拠点として、乳幼児から高齢者まで幅広く町民の公共施設として親しまれているところです。また、その町の文化水準のバロメーターとしても示されています。

そうした中、併設されている郷土資料館は、平成四年の施政方針では、郷土の美しい自然や古来から受け継がれてきた歴史、文化、各地に埋もれた伝統文化財の発掘に努め、大切な資料を計画的に紹介し、文化創造の一助として効果的な運営を進めることを表明しています。

平成四年には養老町文化遺産・遺作展、平成五年には伊勢街道展、養老街道展、平成六年には九里半街道展、多良街道展、養老街道展、平成七年には郷土の道標展、象鼻山一号古墳の発掘調査の実施、平成八年には郷土ゆかりの先人業績展を企画してきました。平成九年には埋蔵文化財の保護を位置づけ、平成十年には一般に公開されていない高札を特別展示してきました。

その後、郷土資料館施策が象鼻山古墳を含めた町全体の文化財の保護、保存、活用などの長期ビジョンの確立になり、施政方針

からは郷土資料館施策は消えてしまいました。改元一三〇〇年祭関連のプロジェクト事業、一般会計予算を九千三百九十一万円計上した平成二十七年予算案ですが、郷土資料館予算は維持管理費の三十万ほどです。

そこで、一点目は、郷土資料館の現状認識と、改元一三〇〇年の位置づけ及び改修計画について伺います。

二点目は、景観遺産の指定と、景観遺産審議会の新設及びパンフレットの作成について提言をします。

新年度予算には、町内の名所や名産物など、養老の地名にちなみ、養老、四十六選ぶ「養老の宝物四十六選」の新規事業案が盛り込まれていますが、ここに、大垣が誇る景観を探访してみませんかと呼びかけた大垣市景観遺産のパンフレットを持参いたしました。

これが、大垣市が発行したパンフレットでございます。

パンフレットには、景観遺産は後世に伝承すべき市民共通の財産ですともうたっています。歴史・文化遺産、近代遺産、現代遺産、風景遺産と種類し、実に参考になる視点多いと考えます。

四十六選にこだわらず、この事業を後世に残すため、今を生きている町民参画の知恵と努力の結晶とした取り組みにすべきものと考えますが、見解を伺います。

三点目は、幼児教育及び小・中学校における改元一三〇〇年の学びについて伺います。

先日、教職を退官された方々と話す機会がありました。改元一三〇〇年を子供たちの学びの場にするとともに、三世代が共有できる歴史の編さんに取り組んでほしい、近隣市町や県外の郷土資料館や歴史館を見るところやましいという御意見でした。また、自分たちもそういう企画に積極的にかかわりたいとも言われまし

た。

毎年、教育委員会が発行する養老町の教育ですが、平成二十六年版には、このことを位置づけた記述が見当たりません。子供たちがプレイベントに参加し、飲んだり食べたり、見たり体験することも意義があることもかもしれませんが、千三百年の歴史の今を生きる私たちが後世に歴史編さんで町を託すことも、大きな意義あることだと考えます。見解を求めます。

四点目は、大垣市が平成二十七年より、土曜授業にふるさと大垣科を実施するとしています。市内全小・中学校において、大垣の自然や歴史、産業、俳句、文化などを学び、ふるさと大垣に誇りと愛着を持ち、大垣のすばらしさを語ることができる子供たちを育てることを目標に掲げています。三点目の質問にもかかわりますが、見解をお聞かせください。また、当町の土曜授業の取り組みについてもお聞かせください。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 水谷議員の質問に

答えさせていただきます。

まず、一点目の郷土資料館の現状認識と改元一三〇〇年の位置づけ及び改修計画についてお答えさせていただきます。

町民会館に併設されている郷土資料館につきましては、養老町の歴史、自然、暮らしを紹介する施設として、館内に弥生式土器の破片、土師器、須恵器、甲冑、古民具、農機具、パネル等を配置しております。多くの方々に見学していただくことが望ましいのですが、職員を常駐させることもできないため、展示物の管理上、見学希望者の来館の都度、開館している現状であります。

新生養老まちづくり構想で養老改元一三〇〇年祭における郷土資料館の明確な位置づけは記載されていませんが、養老町の歴史、

文化を次世代に継承する重要な施設と認識しております。

資料館以外の取り組みといたしまして、町全体を博物館と捉え、町内に存在する古道、伊勢街道などの古い道や、文化財等の情報収集、町の歴史的な歩みを記録、紹介する取り組みを行っております。そのために、町内及び町民の皆さんが保管する写真や資料を整理し、歴史・文化資源をデジタル化するアーカイブ事業により、パソコンやスマートフォンで数多くの資料を閲覧できる取り組みも継続しております。

郷土資料館の改修につきましては、今後の展示物の入れかえ等も含め、長期的な維持管理体制の見直しは見通しが立っていない現状です。区長連絡協議会からは歴史民俗資料館展示施設新設の要望もあり、総合的に検討する必要があると考えております。

施設の改修または新設の実現に向けては、基盤となる歴史民俗資料の充実とそれらの学術的な意義づけ、さらには今後の養老町の文化財保護の総合的な方向性を定めることが重要であると考えております。教育委員会といたしましては、現在進めている調査や整理作業と並行して、今後の文化財保護の総合的な方向性も検討し、先送りとなっておりますマスタープラン策定時に、施設のあり方についても検討していきたいと思っております。

二点目の町景観遺産の指定と景観遺産審議会の新設及びパンフレットの作成についてお答えさせていただきます。

景観とは、地形や植生などの自然と建物や道路などの人工物が織りなす眺めや風景のことをいいます。歴史、文化の蓄積により育まれてきた建造物を初めとする、後世に伝承すべき景観を有する建物等を景観遺産として登録することにより、景観遺産としての価値をみんなで共有し、情報発信により地域の魅力を向上させ、地域の景観づくり活動やまちづくり活動の促進を図るものです。

景観遺産の指定制度については、近隣では、先ほどお話がありましたが大垣市が平成二十一年度に制定しています。ちなみに大垣市においては、景観整備の一環として、大垣市景観条例の中で景観遺産及び景観自慢を規定し、教育委員会ではなく都市計画課が担当しております。

養老町は長い歴史のある町です。そのため景観遺産にふさわしい建物等が数多く存在しております。町景観遺産の指定に当たって、養老町でも実施していくためには、都市計画担当部局と連携した体制づくりが必要となってきます。具体的には、景観法に基づく景観遺産の指定や将来的な保存に関する条例、規則の制定、審議会の設立、景観遺産の定義づけなどが考えられます。

養老町の貴重な景観を保護し、地域のまちづくり活動を促進させていくには、文化財保護の側面だけでなく、まちづくりの側面からも検討していく必要があります。また、実効性のある施策とするためには、条例等の整備とともに景観整備計画の策定も必要と思われる。

制度導入及びパンフレット作成につきましては、今後関係部局と十分協議していきたいと考えております。また、先ほどの郷土資料館に関する答弁でも述べましたように、アーカイブ事業で多くのデータを収集しておりますので、それらの活用方法もあわせて検討していきたいと考えております。

三点目の幼児教育及び小・中学校における改元一三〇〇年の学びについてお答えいたします。

まず、養老改元一三〇〇年を子供たちの学びの場にするという点についてお答えいたします。

養老町においては、以前より、主に総合的な学習の時間を活用して、各校での特色を生かしたふるさと学習を推進してきており

ます。改元一三〇〇年祭を間近に控え、教育委員会といたしましても、一層ふるさと学習を推進していく必要があるものと考えております。

そのため、今年度は、養老町教育が目指す方向を示した養老町教育指導の方針と重点に、幼稚園、小・中学校ともに共通実践項目として、ふるさと養老への誇りと愛着を高めるようにするという内容を組み入れ、実践してまいりました。その結果、幼小中、どの園・学校でも、ふるさと学習の内容が一層充実し、成果をおさめることができました。

さらには、新生養老まちづくり構想検討委員会を設置し、一年かけて検討してまいりました。具体的には、親孝行の心を育むまちづくりをどう受けとめ、何にどう取り組むのか、親子の絆・愛の詩への参加のあり方と今後のあり方、三番目として、養老改元一三〇〇年祭に向けた具体的な取り組みのあり方等について検討してまいりました。

その中で、今後の取り組みの方向として、一、ホームページ「タギゾウくんの養老ナビ」を有効に活用する。二、ふるさとの偉人、先賢について再整理し、生き方に学ぶ。自校のふるさと学習の実践内容をホームページ等で紹介する。四、オペレッタ「養老物語」のような取り組みができるのかを検討する。五、親孝行をテーマとした作文コンクール、絵画・ポスターコンクールを実施する。親子の絆・愛の詩の募集をふやすなどが話し合われました。

これらのことを実施していく中で、養老改元一三〇〇年を子供たちの学びの場にしていきたいと考えております。

また、養老町の歴史の編さんに関しましては、既に養老町史は昭和五十三年三月に刊行されております。水谷議員のおっしゃっ

ておられる三世代が共有できる歴史の中身や体裁のイメージが十分にわかりませんが、積極的ににかかわりたいと言っていたいております方々が誰か教えていただければ、その方々とも話し合いながら、編さんが可能かを含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

四番目のふるさと大垣科の養老版の実践についてお答えいたします。

これが大垣市が出した「ふるさと大垣科を始めます」というチラシです。それから、きのう、岐阜新聞に「地域と連携、育む郷土愛／土曜授業活用「ふるさと大垣科」」についての記事が出ておりましたので、それをもとにお話しさせていただきます。

大垣市は、来年度から土曜授業として、ふるさと大垣科を年十日間実施するとしています。土曜日の三時間が授業に当てられます。内容としては、俳句、文学の学習、こちら側の部分です。小学校一年生から中学三年生まで計画されています。それから、ふるさと学習、こちらに当たります。これは小学校三年生から中学校三年生まで計画されています。

ふるさと大垣科のテキストは、教職員を初め保護者、民間企業や市民の代表らでつくり、大垣の教育振興充実を図る大垣市文教協会が設立五十周年記念事業として編集しており、有識者や小・中学校教員がテキスト編集委員会を立ち上げ、約六十人のスタッフが二年余りかけて作成されたものです。また、新聞の記事には、「市独自のテキストを作成し児童・生徒に無償配付して行う取り組みは県内初であり、全国的にも珍しい」と書かれております。

このように、ふるさと大垣科は、先人や地域の人々の思い、そしてこれまでの長年の積み重ねがあつてこそ生まれたと言えるものです。大垣市と同様のテキストを編さんするには、長年の積み

重ねと地域の人々の思いと多額の予算が必要となります。こういったことも踏まえながら、先ほどの三世代が共有できる歴史とも関連づけ、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、土曜授業の実施につきましては、この一年間、土曜授業検討委員会を設け検討を続けてまいりましたが、平成二十七年からの実施に踏み切ることはできませんでした。あと一年間検討を継続することとなりました。今後、各校の独自性を生かしながらかも、ふるさと学習等、学力、体力の向上を核とし、地域自治町民会議やコミュニティ・スクールとの関連も踏まえた養老版の土曜授業を何とか進めてまいりたいと考えております。以上で終わります。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 大垣市の景観遺産パンフは実によく考えられており、参考になると思います。新規事業で取り組む「養老の宝物四十六選」の審議会のメンバーもそうですが、景観遺産審議会には、また四十六選におきましても、町内の多彩な人材を要望しておきます。

大垣市教育委員会の先手先手の教育施策を養老町教育委員会も学んでほしいとの願いは、先ほどの先生たちの声です。もちろんこの大垣市の取り組みには課題も多々あるということは承知していますが、土曜授業実施に当たった参考としていただければ幸いです。

総務民生委員会で町長は、図書館も含めた施設を、三セク会社で進める養老の郷、道の駅周辺に持っていければと考ええると言われましたが、図書館のそもそも論や、現在町が図書館、歴史資料館の問題点をどのように認識しているか、道の駅の性格からふさ

わしいかなどを、公民館長会、公民館運営審議会、何よりも図書館利用者の生の声などの議論を飛ばした提案には、安易に賛成することはできません。

また、教育行政のトップは教育長で、先ほどの中にもございましたが、十分な時間をかけて検討していくことでしたので、了解いたしました。

郷土資料館には、養老町の公共施設や名所を現実の光景を見るように思わせるジオラマが展示してあります。音声はなく、十二カ所を手で押すと、豆電球が赤く点灯し、所在地を教えるジオラマです。先日行つてまいりましたが、一カ所点滅できませんでした。例えば象鼻山です。郷土資料館に象鼻山古墳を保護、保存、公開をすることで、象鼻山の発掘に要した予算が生き、ジオラマの果たす役割があると考えます。

他町にない町の歴史的な遺産です。町内外の来館者に資料館に来てよかったと感動していただける充実した資料館、改元一三〇〇年を機に、町文化財の長期ビジョン、先ほど言われましたけれども、長期ビジョンの確立を求めるものですが、これはいつからこの検討に入るのか、初年度を明らかにして、次の質問に入りたいと思います。手短な答弁を期待します。

○議長（松永民夫君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） 今の水谷議員の質問に回答させていただきます。

文化財のマスタープラン、その件につきましては、数年前から予算計上する方向で来ておりましたけれども、こういった議会だとか決算委員会でもコンサルへの丸投げということがいろいろ問題になっておりまして、極力担当の職員がその計画策定にかかわれるようにということで考えております。

そういう状況で、現在、私どもの課の学芸員が兼務ということで、なかなかそちらのほうへ十分手が回らないということですので、一三〇〇年祭終了後に、またきちんと人員配置、確保できた段階で取り組みたいと考えております。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、減災・防災施策の進捗状況について質問いたします。

まず質問に当たって、東日本大震災から丸四年たち、犠牲になられた方々に対して深い哀悼の意を表明するものです。死亡一万五千八百九十人、行方不明二千五百九十人、震災後の関連死三千百九十四人、うち自死二十二二人、いまだに二十二万九千人の方々が苛酷な避難生活を余儀なくされている中で、政府の復興計画が被災地住民の生活となりわいの回復に軸足を置かず、東京に本社を置く大手企業の仕事づくりにゆがめられてしまっていることに強い怒りを覚えます。

政府の復興計画の委員に参画している宮城県知事は、みずからが誘致したトヨタ工場の復旧を最優先に予算づけをしたと聞いています。減災・防災に当たり、人と地域の安全・安心こそが、地方自治体の最優先事項であることを念頭に、次の点で質問に入ります。

一点目は、災害支援協定の進捗状況の確認と、今後の予定についてですが、地域経済を専攻されている京都大学の岡田知弘教授は、中小業者向けの講演の中で、四年前の震災直後に、東京の本社が略奪に備えてシャッターを閉じよと指示を出した現地の大型量販店と、みずからも被災しながら、倉庫を解放し、物品を無償で被災者に提供した地元企業を対比し、地方自治体が応援すべき

相手は明々白々であると説かれています。

こうした経緯もあり、東日本大震災以降、地方自治体が各種事業所と災害時の支援協定を締結する動きが加速されてきたことは認識しています。

そこで伺います。現在、町が結んでいる災害支援協定を明らかにしてください。第一、営利企業との間では。第二、医療機関、医師会、社会福祉法人など公益事業所との間では。第三、他の自治体間では。第四、その他です。合計で総数は幾つになりますか。また、年次による協定の総数の推移を紹介してください。そうした一覧がわかるように、町のホームページと広報での公開を求めるものです。

二点目は、現在、養老町では、国土交通省によって養老山脈の麓三十七カ所が土砂災害特別警戒区域として指定されていると認識していますが、担当課に確認を求めます。

昨年十月、土砂災害法が改正され、従来のリアルタイムの降水量による予測情報では目が粗く、避難がおくれるおそれがあるため、県の土砂災害警戒区域地図に応じた町の避難勧告対象地域をあらかじめ策定するように、県から求めがあったのではないのでしょうか。昨年十月に村下貴夫県議が質問しておられますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

三点目は、新聞報道によると、福井の敦賀原発で苛酷な事故が起きた場合、岐阜県では揖斐川町が緊急時防護措置準備区域（UPZ）に入るが、県独自の予測ではUPZのほかの養老町も放射性物質拡散の危険ありとして、昨年一月に原発災害避難シミュレーションに入ったとされていますが、県の原発災害避難シミュレーションへの対応状況はどうなっていますか。また、町独自の避難対応の検討はされましたか。さらに、ヨウ素剤の備蓄と配布の

対応状況をお聞かせください。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 防災についての御質問にお答えをいたします。

まず第一点でございますが、災害支援協定の進捗状況というところでございます。

災害支援協定につきましては、昨年度までに、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定やユタカファーマシー株式会社との災害時における生活必需物資の供給に関する協定、災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定を初め、二十一件の協定を締結しております。

協定先の内容といたしましては、食料品や日用品の提供などを行う民間事業者との間で四件、医療機関、医師会等との間で三件、民間事業者でつくる団体との間で七件、他の自治体、公共機関との間で七件でございます。

また、年度別の件数でございますが、平成三年度、六年度、九年度で各一件、十年度で二件、十四年度で一件、十五年度で二件、十七年度で一件、十八年度で三件、十九年度から二十三年度までの各年度で各一件、二十四年度で四件でございます。本年度においては、養老歯科医師会との災害時における歯科医療救護協定を初めとし、イオンビッグ株式会社と災害時における支援協力に関する協定、本町を含めた七つの市町の間で西濃地域における越境避難に関する協定を締結し、さらに今月には、南濃衛生施設利用事務組合との間で非常災害時における施設開放に関する協定を締結し、現在までに四件の協定を締結いたしました。

イオンビッグ株式会社との災害時における支援協力に関する協定の締結により、災害時に食料や日用品の物資供給や、一時避難

場所としてザ・ビッグ養老店の駐車場の使用も要請できるようになりました。また、現在、大丸板紙加工株式会社と、災害時にダンボール製のベッドや間仕切り、簡易トイレなどを供給していただける話を進め、今月三十一日に協定を締結する予定になっております。この会社との協定を含めると、今年度の協定は五件となり、本年度末で二十六件となります。

これらの協定につきましては、町の広報紙への掲載やケーブルテレビでの放送などによりその都度広報を行っておりますが、御質問にありました町のホームページでは、協定の一覧は掲載しておりません。協定の一覧については、他の市町においてホームページに掲載しているところもあり、また住民の関心があることだと思われまので、本町においてもホームページへの掲載を行ってまいります。

また、大規模災害が発生した場合には、本町だけでは十分な災害対策が実施できないことも予想され、今後も、災害発生時における町民の生活救援対策等のため、食料や日用品の物資提供や民間の施設等を避難場所として利用できるような協定等の締結に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

二点目の御質問でございます。

県は、土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域を指定しておりますが、町内では、急傾斜地の崩壊警戒区域として二十カ所、土石流の警戒区域として十七カ所の合計三十七カ所が指定をされております。

町では、土石流、崖崩れの危険性のある箇所を認識してもらうとともに、土砂災害に対する心構えを持っていただくために、平成二十三年三月に養老町土砂災害危険区域図、いわゆる土砂災害ハザードマップを作成し、関係地区の日吉・養老・上多度地区の

全戸に配付をいたしました。

この土砂災害ハザードマップには、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと、土砂災害警戒区域、イエローゾーンとが地図上に示されているほか、避難場所や避難経路等の情報も記載されております。

土砂災害警戒情報の発表は、一キロメートル四方の格子ごとの六十分間積算雨量及び五キロ平方メートル格子ごとの土壌雨量指数を判断材料とし、岐阜地方気象台と県の判断により発表されます。この土砂災害警戒情報をもとに、町は避難勧告等の措置を発令いたします。

土砂災害警戒情報は市町単位で発表されますので、町内のどの区域が対象であるかは判断しにくくなっております。今回の県からの要請は、このようなことに対する対策として、五キロ平方メートル四方格子ごとを避難単位として、その区域の避難世帯数や人数、避難施設等の情報を整備することによって、危険度に応じたきめ細やかな避難勧告や避難勧告に至る場合の時間短縮を図ることを目的として整備するもので、既に策定し、県に報告をいたしました。

三点目の原発に対するシミュレーション、また町の対応ということでございますけれども、県では、原子力災害対策推進のため、平成二十三年三月の福島第一原子力発電所事故と同程度の放射性物質の放出が最寄りの敦賀発電所で発生したと仮定した、放射性物質拡散シミュレーション結果を平成二十四年九月に発表いたしました。これは、各季節の最大線量となるケース、最も影響が広がるケース及び郡上または飛騨方面へ流入するケースなど、合計二十八ケースについて被曝線量をシミュレーションしたものでございます。

このシミュレーションによると、敦賀原発で事故が発生した場合に、夏季で線量が最大の場合の沈着した放射性物質による外部被曝により、最大で県内二十五市町に影響が生じる、いわゆる被曝線量が二十ミリシーベルト以上となる可能性が示され、二十八ケースあるうちの一ケースのみではございますが、本町も二十五市町のうちの一つに入っております。

また、平成二十六年二月には、放射性物質拡散シミュレーションを踏まえ、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の配布・服用、避難所の開設・運営などについて基本的な方針を示す、岐阜県・市町村広域避難方針を発表しました。さらに、今年度、被曝による影響が生じる、いわゆる外部被曝線量が二十ミリシーベルト以上となる可能性が示された二十五市町を対象とした避難シミュレーションの作成を行い、平成二十七年年度に結果の公表が予定をされております。

本町では、こうした県の状況をもとに、平成二十五年度及び平成二十六年年度に町地域防災計画を見直し、原子力防災対策計画を原子力災害対策編として、県の計画に沿った必要な改正を行っております。

計画では、計画の基礎とする災害として、本町から約六十九キロメートル離れた場所に位置する福井県の敦賀発電所などの原子力事業所において、原子力災害が発生した場合を想定しております。そして、計画には、県の地域防災計画に沿って、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策を定めております。

御質問の避難シミュレーションへの町の対応でございますが、先ほど申し上げましたが、シミュレーションについては平成二十七年年度に公表されるということでございますので、町としての対

応はシミュレーション結果をもとに検討することになります。

また、町独自の避難対応の検討はということですが、こちらにつきましても、国・県が原子力災害対策を順次取り組んでいる状況でございますので、町独自で原子力災害に対する対応策を考えるのは現在のところでは難しい状況であり、県と連携して進めてまいりたいと考えております。

安定ヨウ素剤につきましては、県では、平成二十五年度末時点でおよそ六十七万三千人分が備蓄、現物備蓄が五十七万三千人分、流通備蓄十万人分でございますが、されており、西濃保健所では三十一万人分、西濃保健所、これは揖斐センターでございますが四万八千人分が配置されております。

大垣市、関ヶ原町、揖斐川町、垂井町、池田町については、甲状腺等価線量が五十ミリシーベルト以上と想定され、安定ヨウ素剤の配布・服用対象地域となっております。本町においては、日本原電の敦賀原発から六十九キロメートルに位置し、甲状腺等価線量が五十ミリシーベルト未満と想定されております。国の定める予防的防護措置を準備する区域よりかなりの距離があることや、緊急時防護措置を準備する区域、いわゆる原子力施設が三十キロメートル以内に入っていないことから、安定ヨウ素剤については取り扱いの難しさもあることから、備蓄については現在のところは考えておりません。もし想定を上回る、甲状腺等価線量が五十ミリシーベルトを超える場合は、県から安定ヨウ素剤が配布されることになっております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 阪神大震災は甚大な被害をもたらしましたが、多くの人は暮らしなれた地に困難を抱えながらも何とか

戻れました。しかし、東日本大震災は、津波の危険区域にはもう住めない、原発事故による放射性汚染地域にも住めない、四年たつのに、どこで生きるかすら見通しが立たないのです。その現実に取り添い、再質問をいたします。

災害支援協定での現時点での状況は了解いたしました。そこで、支援協力看板の表示は「子ども一〇番」のように広がることを願うのですが、町民のいざというときの安心・安全の確保から、補正予算を組んでも早急に対応していただきたいと考えますが、その見解を伺います。

また、先日喜勢区の方から、区と養老ミートの社員食堂を避難所にしていただく覚書協定書を二〇一四年の四月に結び、本町にありがたいというお話を聞きました。住民自治会議を声高らかに叫ばなくても、地域の課題は地域で決めるという実践は、町のお金をつけなくてもできていくわけです。これまで震災の避難場所としても、お寺や企業の空きスペース、旅館などが避難所の暮らしを支えています。こういう善意の提供確認場所にも、支援協力看板の表示を求めるものです。

また、町民から、他町の支援協定の一覧はホームページでヒットするけれども、養老町はヒットしないということで、私も試してみませんでした、ヒットしませんでした。載せていないのですからわかりました。簡潔に次の再質問に答弁いただきたいと思っています。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問の回答でございますけれども、看板等の設置についてということでしょうかと思いますが、対象となる店舗事業所等には、そういったことでの周知を図っているところでございます。こちらから配付して云々ということを経営し

ているわけではございませんが、要望等があれば速やかに対応させていただきたいと思いますし、また一般の方々の協定を結んでいるところ結んでいないところにかかわらず、もし申し出があれば、そういった形で提携を結ぶ準備等にかからせていただきますし、またそういう善意のお申し出があれば、そういうところへの看板の提供はしていきたいというふうに考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、ボートピア進出について伺います。

質問に入る前に、これまでのこの件に関する大橋町長の議会答弁や公的な会議などでの発言を確認しておきます。

平成二十五年六月二十七日の六月定例議会の私の一般質問に、町長はこう答弁されました。今回のミニボートピアの進出は、あくまで私企業の計画により進められているものであり、町が誘致しているものではない。僕は誘致するとか、積極的に取り組むとか、そういったことはございません。この施設については、地元の同意、議会同意などが必要であるということは、やはり好ましい施設ではないということであろうと思います。地元がどこまでなのか、近隣市町との関係はいいのか、そういうこともすべから考えながら、住民の皆さんと、もちろん議会とも話し合いながら進めていきたい。

平成二十五年十二月四日の議会全員協議会では、ことし八月に入り、池辺小学校PTAから進出企業名に対し反対の意見書が提出され、教育長がPTAに聞き取りをしたところ、やはり反対ということであった。私は十一月二十七日の区長連絡協議会におい

て意見聴取したが、一地区が強烈な反対意見であり、複数の地区において懸念が示された。そして、町長は、本町のまちづくりを行う上で、ミニボートピアやパチンコ屋すら不要であると考ええる。私は町長の英断に拍手を送りました。この時点で、公営ギャンブル場のミニボートピアは養老町につくらせないということになったのです。

ところが、本年三月四日の議会全員協議会で、進出、町長はそのとき開設という言葉を使われましたが、を容認され、議会の意向を三月末、できるだけ早く決めてほしいと要請されました。地元も町民も、三月五日の新聞報道に驚きが広がっています。報道には「その後地元住民から強い要望もあり」と記されていますが、平成二十五年四月十七日以降、議会には何ら上がっていませんが、町長には地元から新たな陳情書や強力な進出賛成の声が上がっているのでしょうか。また、PTAの関係はどうなんでしょうか。同一首長の政治決断が容認へと一転したわけです。十分な説明責任が求められます。

そこで、次の点で答弁を求めます。

一、再度浮上したことの事実経過について。

二、教育委員会の見解について。

三、元正天皇が慕った祖母の持統天皇は、養老改元の二十八年前に、賭博に打ち興ずる役人に業を煮やし、賭博禁止の勅令を出しています。この歴史の事実にも照らし、町長の一三〇〇年祭の推進の見識を問います。

四、近隣自治体への事前協議について。

五、容認の意向を示されたからには、撤退時の条件も念頭にあったと考えます。そもそも地元からは、旧パチンコ店が閉店になり、解体されない中で、治安や防災、火災などの心配も大きいわ

けです。撤退時の施設管理の条件について伺います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ボートピア進出について、第一点目の事実経過ということでございます。

議会全員協議会でもお話をいたしましたのでダブるところがあるかと思いますが、再度お答えをさせていただきます。

昨年十二月に、再度、事業者である株式会社秀商から強く要望が出され、再考をし、再考の結果、次の事項に至ったということでございます。

まず一点目、事業者からの要望後、地元である大巻上区長並びに池辺区長会長に面接し、確認したところ、地元は平成二十五年二月に同意書を提出しており、現在も設置を強く望んでいるという意見でございました。これは、誘致条件の一つである地元同意をクリアしております。

二点目の、他の地域からのお客の流入による治安の悪化を懸念する声が特に学校関係者や教育委員会にあると予想されるため、PTA役員に再度確認をしましたところ、地域の意見にあえて反対しないという意見でございました。

三点目が、事業者との協議の中で、安全対策について万全を期すとともに、トラブル発生時には迅速、的確に対処する旨の確約を事前に書面で取り交わすこととし、子供たちの安全を守るための対策が十分にとられると確認をできたこと。

それから、開設後の対策として、地元役員やPTAの代表、役場職員等による環境委員会を設置し、地元の不安の解消に努めるとともに、要望や意見が事業者に届けられる体制がつくられることを確認できたこと。

以上のことから、場外舟券発売所の開設を進めることといたし

ました。

二点目については、教育長のほうから返答させたいと思います。それから、三点目。持統天皇が賭博禁止の勅令を出したということでございますが、持統天皇による勅令の発令と養老改元一三〇〇年祭については、次元の異なる事柄だと考えます。

町では、各種団体や公募委員等の皆さんとともにつくり上げた養老改元一三〇〇年祭基本計画に基づき、これからも町民や事業所、近隣市町等に参加、参画、連携を呼びかけながら、着実に事業を推進、展開してまいりたいと思います。

それから、四点目、近隣市町への事前協議でよろしかったですね、事前協議についてでございますが、ミニボートピアの設置に関する条件につきましては、地元の同意、町長の同意、議会が反対しないことであるため、現在まで近隣市町と事前協議をしたり、また近隣市町から協議を求められたことはございません。

それから、撤退時の施設管理の条件についてでございますが、今回のミニボートピアの設置は、モーターボート競走法の第五条場外発売所設置の規定により、あくまで私企業の計画により進められるもので、町が設置を計画しているものではございません。そのため、撤退時の施設管理の条件については町は関与はできません。該当施設の土地を所有されている場合は所有者の判断となり、土地を借りている場合は地主の方との契約条件となります。通常では、更地化、原状復帰という内容が一般的であるかと思えます。

また、施設の設置状況を確認しましたところ、ミニボートピアは全国で二十四カ所あり、ここ二年間ほど七カ所新設をされておりますが、撤退した事例はないということでございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 教育長さん、申しわけありません。時間に限られておりますので、済みません。

そもそも今回の町長の容認は、ボートピア誘致だと私は思います。今の質問でも、非常に当初の所信の向き方と変質していますね。近隣市町に対しては、三つの同意の条件にはないと。当時は、養老町だけでは決められないと、子供たちも今、LINEなんかでつながって、広域的になるわけですから、そういうことも含めたような答弁だったと思いますが、いかにももう推進ありき、もう誘致するんだと、そういうふうな内容に思えて仕方がありません。

地元では、町長は上区の区長と池辺の区長会長と言われますが、当時ほどこまでが地元なのかと、そういうことも慎重に精査をするということを言われましたが、ただいまの答弁ではその人たちを呼んでということですので、全く納得できるようなものではありません。

きょうは、議長のところ朝早く児童民生委員の方三人が来て、ボートピアは本当に誘致しないでくださいと、開設……。

○議長（松永民夫君） 三人ではありません。

○十三番（水谷久美子君） 済みません。いらっしゃって、その反対の意思を伝えていかれたということも聞いておりますので、区長、上区の区長、そして池辺の区長会が賛成したからというのは、もう旧態依然の答弁ですよ。大橋町長になったら、そういう答弁いただかないと思っていました、本当に。

区長の改選も相まっていますし、強い反対もこれまでの近々の総会などでの会議では出たというふうなことを聞いています。ま

た、町長が町民自治会議と言われる理念に本当に逸脱したやり方で今回進められていると思うのは当然です。私は、町長の政治的な資質も問われるというふうに思います。

私も、公営ギャンブルは人の射幸心をあおり、のめり込ませ、破産や人格破壊、家庭破壊など社会に害を与えるということで、もちろん反対です。ましてや一三〇〇年祭、家族の絆、愛と子、愛の詩を全国から募集する施策を実行している町が、賭博場誘致を町長みずからが進めると、ブラックジョークの何物でもありません。元正天皇はきつとお怒りになるはずですよ。

広告には、スマホ無料会員になると、全国二十四のレース場がいつでもどこでも購入できると宣伝しています。全体の売り上げが減少する中、インターネット販売が急増する時代に、新たな建設は必要ないというふうに考えます。

進出企業が社会的責任を果たす優良企業なら、パチンコ屋が閉店した段階で、何十年もあのような状態にしておくわけがありません。どんな美辞麗句を述べようと、信じることはできません。そして、環境委員会を設置して巡回すると、そういうふうな御苦労も地元からしなくてはいけないと、こういうこと自体がこの施設の持つ状況だというふうに思います。

最後に、町長は、地元県議や大垣選出の県議にこの件で事前に話し合われたことはありますか。この一点。

教育長には、川崎で起きた十三歳の少年への二十歳未満の少年のリンチ殺人です。万引きを断ったのが原因と言われていますが、仲間をつくったのはゲームセンターということです。青少年の健全育成の環境を整備するのが私たち大人の責任であり、この点から教育長はどのようにお考えなのでしょう。

わずか一年三カ月で、町長は推進へと豹変されました。このこ

とは、副町長や担当部局、担当職員、議会もそうです、地元もそうです、PTAや学校、大変迷惑な話です。また、先ほども申しました町長の政治的な資質も問われます。議会は、このような周囲の状況を考えず物事をむやみに推し進めることに、ブレーキをかける働きもあるわけです。

一点ずつ答弁をいただき、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 昨年の決断につきましては、議会のほうからの結論はまだいただいていないというわけでございます。

日本は法治国家でございます。違法な施設を誘致することはまかりなりません、少なくともやっぱり民主主義国家であり、主権を優先すべきだというふうに思います。それに対する懸念があるのなら、十分な対策をとって決断すべきだと、そういった考えのもとに今回は容認することといたしました。

まだ議会のほうの結論が残っておりませんので、その議会の結論を待つて同意するということになるかと思えます。

重ねて言いますが、主権の制限については、極力抑え込まなければならぬというふうに考えておるところでございます。御理解をいただきたいと思えます。以上です。

〔「県議」と十三番議員の声あり〕

○町長（大橋 孝君） はい、この件につきましては、お話は伺いました。ただ、決断の内容として、水谷議員の出されておる冊子に書いてあるような、そういった事実はございません。以上です。

○議長（松永民夫君） 並河教育長、答弁。

○教育長兼教育委員会事務局長（並河清次君） 水谷議員の質問に答えさせていただきます。

川崎市の中学校一年生の男の子が殺害された事件、ゲームセン

ターで会っていたという事実はあったと思うんですが、それだけが原因であつたというふうには思っておりません。もちろんそれも一つであつたというふうに思いますが、新聞でも報道されていますように、その時間帯まで保護者は何をしておつたのかとか、地域の人たちはそういった仲間と遊んでいるのを見過ごしたのかとか、そういったことが問題になっており、特に養老町教育委員会といたしましては、今、そういった人を見たら通報する、DVも含めてですけれども、虐待DVも含めてですけれども、通報するように話しているところです。

スマートフォンの中でも大変心配しております、ゲームセンターもそうですが同じように危険なスマートフォンというふうで、危険はいっぱいあつて、今言われたミニボートピアの施設は、教育委員会としては好ましい施設ではないというふうに思っています。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 教育委員会もぜひ、本当にこれからの子供たちの一つの環境の重要な施設になると思いますので、本当に教育委員会らしい判断をして、それを一般行政の中にも伝えていただきたいと思えますし、先ほど答弁の中で、ネットで施設が必要かどうかという答弁が漏れておりましたので、新聞広告ですつでもどこでも二十四時間できますよということで、これから施設を建てなくてもこういうスマホの無料会員でできますよという時代なんです。だから、あえて施設をつくる必要に対しての見識を伺いました。その答弁を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほども申しましたけれども、私企業から

の要請でございます。私企業が判断を委ねてまいったということで、それなりの条件に適合したということで、同意をする意向を示したということでございます。あくまで、あと議会のほうの判断も委ねられておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって散会といたします。

なお、議会最終日は、あす三月十八日水曜日午前九時三十分より再開いたします。議員の皆様には、議員控室に御参集をください。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午前十一時三十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成二十七年三月十七日

議長 松 永 民 夫

議員 吉 田 太 郎

議員 早 崎 百 合 子

